

新しい錯誤法理の要諦 参考資料

【改正前の最高裁判決における動機の錯誤による意思表示の効力の判断枠組み】

(1) 要素の錯誤かどうか（または錯誤の重要性）のみを判断するもの

[例] 最二小判昭和29年2月12日民集8巻2号465頁（肯定）、最一小判昭和33年6月14日民集12巻9号1492頁（肯定）、最三小判昭和37年11月27日判時321号17頁（肯定）、最二小判昭和40年6月25日集民79号519頁（肯定）、最二小判昭和40年10月8日民集19巻7号1731頁（肯定）、最一小判昭和45年3月26日民集24巻3号151頁（肯定）、最一小判平成5年12月16日判タ842号124頁（肯定）、最一小判平成14年7月11日判タ1109号129頁（肯定）

※ 「肯定」は錯誤無効が認められたこと、「否定」は錯誤無効が認められなかったことを示す。以下、同じ。

(2) 動機の表示が必要であるとするもの

[例] 最二小判昭和38年2月1日判タ141号53頁（否定）

(3) 動機の表示とその動機の重要性を認定するもの

[例] 最二小判昭和39年9月25日集民75号525頁（肯定）、最一小判平成1年9月14日判タ718号75頁（肯定）

(4) 動機が表示されただけでは法律行為の要素にならないとするもの

[例] 最二小判昭和47年5月19日民集26巻4号723頁（否定）

(5) 動機が意思表示の内容として表示されることが必要であるとするもの

[例] 最二小判昭和29年11月26日民集8巻11号2087頁（否定）、最三小判昭和35年12月13日集民47号267頁（否定）

(6) 動機が法律行為（契約）の内容となる必要があるとするもの

[例] 最一小判昭和32年12月19日民集11巻13号2299頁（否定）、最一小判昭和34年5月14日民集13巻5号584頁（否定）

(7) 動機が表示されて、意思表示（または法律行為）の内容になることが必要であるとするもの

[例] 最三小判昭和37年12月25日集民63号953頁（否定）、最判昭和45年5月29日判時598号55頁（否定）、最三小判平成28年1月12日民集7

1 0巻1号1頁（否定），最一小判平成28年12月19日判タ1434号52頁
2 （否定）

3 (8) いずれとも判断しがたいもの

4 [例] 最一小判平成16年7月8日判タ1166号126頁（肯定の可能性〔破棄差戻
5 し〕。株式売買について，売主における株式の価値の著しい誤認の可能性，売主
6 による買主の全面的信頼，買主からの株式買取りの提案，買主における売主の錯
7 誤の了知の可能性等を認め，錯誤無効または詐欺取消しの可能性ありとした）。

8
9 **【上記の最高裁判決の判旨（抜粋）】**

10 **〔1〕 最判昭和29年2月12日民集8巻2号465頁**

11 「原判決の引用する第一審判決の認定によれば，本件当事者間に成立した売買の目的物
12 である林野の大部分が正規の保安林であり，他の部分は正規保安林と相俟って原告（被上告
13 人）等その他の部落民の耕作する本件林地帯に接する畑一八町歩の防風林をなしている関
14 係上，原告等において本件買収を拒んだが，戦争酣の当時の事情から軍部において使用する
15 為の国家の買収なれば已むを得ないものと思惟し，原告等において買主を国家であると誤
16 信して各自の所有部分につき売渡の意思を表示しこれに基づき買主側において所要の書類
17 を作成して売主等の捺印を徴し茲に上告人を買主とする本件売買が成立したというのであ
18 る。そしてかかる場合において，買主が国であるか上告人であるかは主観的にも客観的にも
19 重要な事項に属するものと認むべきであるから，本件売買の買主についての被上告人等の
20 前記錯誤を以て要素の錯誤であるとする原判示は相当」。

21
22 **〔2〕 最判昭和29年11月26日民集8巻11号2087頁**

23 「意思表示をなすについての動機は表意者が当該意思表示の内容としてこれを相手方に
24 表示した場合でない限り法律行為の要素とはならないものと解するを相当とする。原判決
25 の認定した事実によれば，買主Aは現居住者Bより同居の承諾を得た結果，被上告人から本
26 件家屋を買受けるに至ったのであるが，本件売買契約を締結するに当り買主側において，右
27 Bの同居承諾を得ることについては相手方たる売主被上告人に対し何等表示されなかつた
28 ばかりでなく，却って売買に際し売主被上告人は買主Aの代理人Cに対し，Bが居住したま
29 ま且つBの立退については責任を負わない旨申し入れており，更に買主代理人Cは本件一
30 万円を被上告人方に持参の際，被上告人の妻よりその前夜Bから同居拒絶の旨買主側に伝

1 えてほしいとの申し出があつた旨告げられたのかかわらず，Cはなお且つ被上告人に
2 右一万円を支払ったものであるというのである。以上の事実によれば，Bの同居承諾を得る
3 ということは，買主Aの本件売買の意思表示をなすについての動機に過ぎず，そしてこの動
4 機は相手方に表示されなかつたのであるから，相手方に表示されなかつた動機の錯誤は法
5 律行為の要素の錯誤とならない旨判断した原判決は正当といわなければならない。」

6 「他人の賃借居住している家屋の売買につき買主が当該家屋を自己使用（賃借人より明
7 渡しを受け又は賃借人と同居する等）するには賃借人との直接交衝によってもその目的を
8 達し得るところであるから，たとえ所論売主である被上告人が買主Aの自己使用の目的の
9 買入であることを熟知していたからといつて，そのことだけで所論現住者Bの同居承諾を
10 得ることが本件売買契約の要素であるとは断ずることはできないのである。」

11
12 **[3] 最判昭和32年12月19日民集11巻13号2299頁**

13 「保証契約は，保証人と債権者との間に成立する契約であつて，他に連帯保証人があるか
14 どうかは，通常は保証契約をなす単なる縁由にすぎず，当然にはその保証契約の内容となる
15 ものではない。されば，原判決説示のごとく被控訴人（上告人）において訴外人も連帯保証
16 人となることが特に本件保証契約の内容とした旨の主張，立証のない本件においては，原判
17 決の判断は正当」。

18
19 **[4] 最判昭和33年6月14日民集12巻9号1492頁**

20 「本件和解は，本件請求金額六二万九七七七円五〇銭の支払義務あるか否かが争の目的で
21 あつて，当事者である原告（被控訴人，被上告人），被告（控訴人，上告人）が原判示のご
22 とく互に譲歩をして右争を止めるため仮差押にかかる本件ジャムを市場で一般に通用して
23 いる特選金菊印苺ジャムであることを前提とし，これを一箱当り三千元（一罐平均六二円五
24 〇銭相当）と見込んで控訴人から被控訴人に代物弁済として引渡すことを約したものであ
25 るところ，本件ジャムは，原判示のごとき粗悪品であつたから，本件和解に関与した被控訴
26 会社の訴訟代理人の意思表示にはその重要な部分に錯誤があつたというのであるから，原
27 判決には所論のごとき法令の解釈に誤りがあるとは認められない。」

28 「原判決は，本件代物弁済の目的物である金菊印苺ジャムに所論のごとき瑕疵があつたが
29 故に契約の要素に錯誤を来しているとの趣旨を判示しているのであり，このような場合に
30 は，民法瑕疵担保の規定は排除される」

1 【参考】 和解条項において、代物弁済の目的物について、被告は原告に対し「四〇万円の
2 支払に代えて、原告が大阪地裁の仮差押決定に基いて仮差押をなした被告所有の苺ジ
3 ヤム（一箱四打入、五号罐、特選金菊印）一五〇箱を同日限り譲渡する」と記されてい
4 る。

5 【原判決】「右裁判上の和解においては、当事者双方の訴訟代理人が出席の上前記仮差押
6 物件が市場で一般に通用しているところの特選金菊印苺ジャムであることを前提とし、
7 控訴人側では当時の市価を五号罐一個八十五円と見積ってこれを上叙債務の代物弁済
8 に充てんとし、被控訴人側では一個八十円として接衝を重ねたが、仮差押後日時も相当
9 経過して一部変質品のあることが予想されたので、これらを見込んで結局一箱当り三
10 千円（一罐平均六十二円五十銭相当）総額四十五万円と評価することに落着くと共に、
11 一方被控訴人は右債権を四十万円に減額し、右減額した債務の代物弁済として上叙苺
12 ジャムの引渡をうけると引換えに差額の五万円を控訴人へ支払うことで合意が成立し
13 たものであること、ところが後日調査の結果によれば、現実の仮差押物件は大部分が林
14 檜やアンズを材料としたもので苺は僅か一、二割にすぎない粗悪品で到底金菊印苺ジ
15 ヤムとして通用する品物ではなく、その販売価格も混合ジャムとして一個三十八円程
16 度であつたことが認められる」。

17
18 **[5] 最判昭和34年5月14日民集13巻5号584頁**

19 「建築請負契約において右確認を受け得るかどうかは、単に契約の動機にとどまるもの
20 というべく、本件契約にあたり、上告人と被上告人との間において、右建築確認を受け得
21 ることを特に契約の内容とした趣旨は、原審の引用にかかる一審判決の判文上窺い得な
22 いから、所論要素の錯誤の主張を認容しなかつた原審の措置は結局正当」。

23 【原判決認定事実】「本件請負契約が締結された昭和二十九年三月十一日当時において
24 は、新築建物の敷地として指定された青海町（以下略）の畑は控訴人の親戚である訴
25 外G所有の自作地であつて、従つて控訴人も被控訴人もともに、本件建物建築に関す
26 る建築工事の確認は当然受けられるものと信じていたので、請負契約締結に当つて
27 は控訴人は建物竣工の早いことを希望し、同年五月末日限り住居できるように被控
28 訴人において工事を完成し控訴人にこれを引渡すことを約定したもので、被控訴人
29 は右期限に間に合わせるため同年四月三、四日頃建前ができるように、控訴人諒解の
30 もとに、建築確認申請書の提出に先き立ち建築工事の準備として素材の切込作業を

1 始めたのであること、その後控訴人は前認定のとおり町役場に建築確認申請書を提出したところ、右敷地は同町中学校の運動場用地に予定されていることが判明し、そのため農地転用の許可が得られず、引いて建築確認申請書が不受理となつたのであるが、その間本件請負契約は解除せられないまま、昭和二十九年七月十四日右農地転用許可申請について不許可決定がなされる頃まで控訴人は極力右許可や建築確認が得られるよう努力しているばかりでなく、他に適当な土地を見出すことにも尽力してきた事実を認定することができる。」

8
9 **〔6〕 最判昭和35年12月13日集民47号267頁**

10 ※ 詳細不明のため、判決要旨のみ挙げる。

11 **【判決要旨】**

12 「意思表示の動機は、表意者が当該意思表示の内容として相手方に表示した場合でない限り、法律行為の要素とならない。」

14
15 **〔7〕 最判昭和37年11月27日判時321号17頁**

16 「上告人と被上告人との間で昭和二九年八月二日原判示山林九筆につき代金を二三〇万円としその他判示約定の売買契約がなされたこと、右売買は被上告人において売買の目的物たる山林を造材事業に供するために締結したものであること、右契約締結に際して、上告人は被上告人に対し、本件山林はもと南側に道路があつたのにすぎないから造材の搬出は峠を越えその南側の道路に出る外なく多大の経費を要するものであつたが、現在では本件山林の北側山麓に開鑿道路が開通したので造林事業の経営上極めて有利であるとの説明をしたので、被上告人はこれを真実であると信じ当初の買受希望価額を大巾に上廻る代金で買受ける契約をしたこと、それにも拘わらず本件山林の北側山麓には何らの道路がなく、北方の他人所有隣地約一里半を距てた箇所に始めて開鑿道路が存在するにすぎず、本件山林の造材搬出事業については殆ど利用価値のないこと、被上告人は右北側山麓道路が存在しないことを知っていたならば本件売買契約をなす意思はなかつたものと認められるといふのである。そして右事実関係のもとにおいて、上告人が存在しない右北側道路に言及したことは不自然であり、被上告人は右北側道路が存在しないことを知っていたならば、本件売買をする意思がなかつたということは取引上至当であり、右北側山麓道路が存在することは本件売買契約の要素をなすものであつて、右契約締結に際し北側道路の存在するものと

1 誤信した被上告人に錯誤があるとの原審の判断は相当である」。

2
3 **[8] 最判昭和37年12月25日集民63号953頁**

4 「上告人（控訴人）は・・・，本件土地売買についてはこれにより上告人に賦課されるべき
5 譲渡所得税額を第一審で主張した程度に低額にされることの合意が上告人と被上告人国と
6 の間に存したのであり，若しその合意がなかったとすれば右契約上の意思表示の要素に錯
7 誤あるに帰し本件売買契約は無効である旨主張した」。「右上告人の主張の趣旨が，所論の如
8 く税額の減額化が本件契約の縁のないし動機をなしその点に関し錯誤があつたから本件契
9 約は無効であるというにあるとみられるとしても，およそ，動機の錯誤が法律行為の無効を
10 来たすためには，その動機が明示又は黙示に法律行為の内容とされていて，若し錯誤がなか
11 ったならば表意者はその意思表示をしなかったであろうと認められる場合でなければなら
12 ない。従って動機が表示されても意思解釈上動機が法律行為の内容とされていないと認め
13 られる場合には，動機に存する錯誤は法律行為を無効ならしめるものではない。」「上告人の
14 右主張に関して重要なのは本件売買契約においては右税金が上告人主張の程度に減額され
15 ないならば上告人は本件契約を締結しなかつたであろうというほどの関係において税金の
16 減額化が契約の内容とされていたか否かの点であるから，原判決は直接この点について「譲
17 渡所得税の賦課に関しては被上告人側において税務署と折衝して法律上可能な限り税額を
18 低きに止めるように努力するとの旨の諒解事項があつたに過ぎない，右言明が上告人主張
19 の如き本件売買契約の内容にまでなるというような強い効力を持つものであつたとの事実
20 は証拠上認められない」との趣旨を判示したのである。換言すれば，右諒解事項の言明は上
21 告人に対する譲渡所得税を税務署に対する被上告人側の折衝によりできるだけ上告人主張
22 の程度に低額に決定徴収させる約束を含むことや，かような言明がなかったならば上告人
23 は本件売買契約を締結しなかつたであろうという如き関係において，右言明が本件売買契
24 約の内容にまでされていたこと等については，これを認めるに足る証拠がないから，上告人
25 の右主張は採用し難い，というのが原判示の趣旨とするところである」。

26
27 **[9] 最判昭和38年2月1日判タ141号53頁**

28 「原審が証拠上適法に確定した事実関係においては，上告人のなした本件保証契約には未
29 だその法律行為の要素に錯誤があつたものとはなし難いとした原審の判断は相当であつて，
30 原判決に所論違法はない。」

1 【原判決】「控訴人は鳥屋尾の依頼によって右保証をなすことを承諾し、借用証書（甲第
2 一号証）に保証人として署名捺印して同人に渡し、同人においてその借用証書を被控訴
3 人に差入れて金員を借受けたものであつて、右署名当時鳥屋尾から高野春吉も保証す
4 ると告げられており、借用証書にはすでに保証人高野春吉と表示されていたことが認
5 められる。しかし仮に控訴人主張の如く、控訴人が保証契約をしたのは高野が共同保証
6 すると信じたからであつたとしても、かかる事由は通常保証契約をする動機ないし縁
7 由たるにとどまるものであつて、被控訴人との間の保証契約の締結に当り、それが表示
8 されたことを認むべき証拠はないから、本件保証契約の要素とはならなかつたという
9 べきであり、したがつてその点に錯誤があつたとしても、保証契約の無効をきたすもの
10 ではない。」

11
12 **[10] 最判昭和39年9月25日集民75号525頁**

13 「本供土地は表面上は緑地拡張のためとするがこれを軍の用地とすべき予定のものたる
14 ことを契約の内容条件として本件土地を上告人に売り渡したが、その後判明するところ
15 によると、本件土地が軍のため使用さるべき事情はなく、しかも、被上告人において当時その
16 ことを知っていたならば本件土地の売買契約をする意思はなかつたというのであるから、
17 軍用地として使用さるべきことが本件土地の売買契約の動機として相手方たる上告人に表
18 示されていると認めるのが相当であり（当小法廷判決昭和二七年（オ）第九三八号同二九年
19 一一月二六日民集八卷一十一号二〇八七頁参照）、しかも、原判決の前記認定事実のもとにお
20 いては、重要な事実につき被上告人において錯誤があつたものといふことができる。それ
21 ゆえ、右錯誤により本件土地の売買は無効であるとして原判決の判断は、当審もこれを是認
22 しえないわけではない。」

23
24 **[11] 最判昭和40年6月25日集民79号519頁**

25 「被上告人は、上告人の言により、本件土地（合計六反九畝二三歩）が水田に適する土地
26 であつて、上告人に対する原判示損害賠償債権額一〇〇万円にほぼ見合うものと信じて、本
27 件代物弁済契約を締結したか、本件土地は、現状のままでは殆んど耕作に適しない不毛地で
28 あり、それを耕地に造成するには多額の経費を要して到底引き合わず、本件土地の価格もい
29 うに足りないものである（反当り二〇〇〇円ないし二五〇〇円）というのであり、右確定事
30 実によれば、本件代物弁済契約における被上告人の意思表示は目的物件の価値について錯

1 誤があり、右錯誤は法律行為の要素に関するものであったから、右契約は民法九五条により
2 無効である」。

3
4 **[1 2] 最判昭和40年10月8日民集19巻7号1731頁**

5 「本件当事者間に本件土地および附属建物の売買に関する本件契約が成立するにいたる
6 までの経緯について原審が確定した諸般の事情のもとでは、本件契約締結に当り被控訴人
7 (被上诉人) には要素の錯誤があつたものというべく、本件売買契約は無効である旨の原判
8 示は正当である。」

9
10 **[1 3] 最判昭和45年3月26日民集24巻3号151頁**

11 「原審は、訴外Aは、上告人から本件油絵二点を買受けるに際し、上告人に対しとくに
12 それが真作に間違いのないものかどうかを確かめたところ、上告人が真作であることを保証す
13 る言動を示したので、これを信じて買受けたものであるが、右作品はいずれも贋作であつ
14 たとの事実を確定し、右事実関係に照らせば、右両者の間の売買契約においては本件油絵が
15 いずれも真作であることを意思表示の要素としたものであつて、Aの意思表示の要素に錯
16 誤があり、右売買契約は要素に錯誤があるものとして無効」とした。

17 「意思表示の要素の錯誤については、表意者自身において、その意思表示に瑕疵を認めず、
18 錯誤を理由として意思表示の無効を主張する意思がないときは、原則として、第三者が右意
19 思表示の無効を主張することは許されないものであるが(最高裁判所昭和三八年(オ)第一
20 三四九号同四〇年九月一〇日第二小法廷判決、民集一九巻六号一五一二頁参照)、当該第三
21 者において表意者に対する債権を保全するため必要がある場合において、表意者が意思表
22 示の瑕疵を認めているときは、表意者みずからは当該意思表示の無効を主張する意思がな
23 くても、第三者たる債権者は表意者の意思表示の錯誤による無効を主張することが許され
24 るものと解するのが相当である。」

25
26 **[1 4] 最判昭和45年5月29日判時598号55頁**

27 「本件契約が準消費貸借契約と抵当権設定契約の二箇の契約よりなり立っている旨の原
28 審の認定・判断は、挙示の証拠関係に照らして正当としてこれを肯認することができる。そ
29 うだとすれば、右両契約について各別にその効力を判断したこと自体に理由齟齬その他所
30 論のような違法はない。一般に、錯誤が意思表示の要素に関するものであるというためには、

1 その錯誤が動機の錯誤である場合には動機が明示されて意思表示の内容をなしていること
2 及びその動機の錯誤がなかったならば通常当該意思表示をしなかったであろうと認められ
3 る程度の重要性が認められることを要するものと解すべきであり、この点に関する原審の
4 判断は正当である。そして、本件の両契約の締結された主たる目的が抵当権の設定にあつた
5 ものではあるが、しかし本件準消費貸借契約が上告人の従来の手形債務の弁済期を延期し、
6 経済前には上告人にとって有利なものとなった旨の原審の認定・判断は、挙示の証拠関係に
7 照らしてこれを肯認しうるところであり、右事実関係に照らせば、上告人について錯誤がな
8 かつたならば本件準消費貸借契約を締結しなかつたであろうという関係は到底これを認め
9 ることができないとした原審の認定・判断は正当であり、原判決には所論のような違法はな
10 い。」

11

12 **〔15〕最判昭和47年5月19日民集26巻4号723頁**

13 「本件定期貯金契約の解約および被上告人の上告人に対する支払の委任は、要するに、本
14 件定期貯金の払戻金により金九〇〇〇万円を京王に給付することをその内容とするものな
15 のであり、その実質においては、被上告人がみずから定期貯金の払戻を受けてこれを京王に
16 支払う場合と同視すべきものであつて、京王に対する支払の動機のごときは、上告人に表示
17 されたかどうかにかかわらず、右定期貯金の解約および支払委任という法律行為の要素
18 となるものではないと解するのが相当である。かような見地に立つときは、かりに、前記売
19 買契約の合意解除および土地交換契約が、原判示の要素の錯誤により無効であつたとすれ
20 ば、被上告人から京王に対する支払が非債弁済となるものと解すべきであつて、これがため
21 右定期貯金契約の解約ないし支払委任が要素の錯誤により無効となるものとするのでは
22 きないといわなければならない。」

23 **【判決要旨】**「甲がその所有する山林（A地）を乙に売却して代金を受領したのち、甲乙
24 間で、その売買契約を合意解除し、A地と乙所有の山林（B地）との交換契約を締結し、
25 甲において乙に対し、右代金を返還すべきこととなった結果、甲が、その返還債務を弁
26 済するため、自己が定期貯金債権を有する丙との間で、右定期貯金契約を合意解約し、
27 その払戻金を乙へ支払うことを丙に委任した場合、右売買契約の合意解除および土地
28 交換契約は、甲がB地の価値を誤認したことに起因するもので、法律行為の要素の錯誤
29 により無効であり、甲の前記返還債務は存在しないときであつても、甲の右支払の動機
30 のごときは、丙に表示されたかどうかにかかわらず、右定期貯金契約の合意解約およ

1 び支払委任につき、民法95条にいう法律行為の要素とはならないと解すべきである。」

2
3 **[16] 最判平成1年9月14日判タ718号75頁**

4 「前示事実関係からすると、本件財産分与契約の際、少なくとも上告人において右の点を
5 誤解していたものというほかはないか、上告人は、その際、財産分与を受ける被上告人に課
6 税されることを心配してこれを気遣う発言をしたというのであり、記録によれば、被上告人
7 も、自己に課税されるものと理解していたことが窺われる。そうとすれば、上告人において、
8 右財産分与に伴う課税の点を重視していたのみならず、他に特段の事情かない限り、自己に
9 課税されないことを当然の前提とし、かつ、その旨を黙示的には表示していたものといわざ
10 るをえない。そして、前示のとおり、本件財産分与契約の目的物は上告人らが居住していた
11 本件建物を含む本件不動産の全部であり、これに伴う課税も極めて高額にのぼるから、上告
12 人とすれば、前示の錯誤かなければ本件財産分与契約の意思表示をしなかったものと認め
13 る余地が十分にあるというべきである。上告人に課税されることが両者間で話題にならな
14 かったとの事実も、上告人に課税されないことが明示的には表示されなかったとの趣旨に
15 解されるにとどまり、直ちに右判断の妨げになるものではない。」

16
17 **[17] 最判平成5年12月16日判タ842号124頁**

18 「相続人が遺産分割協議の意思決定をする場合において、遺言で分割の方法が定められ
19 ているときは、その趣旨は遺産分割の協議及び審判を通じて可能な限り尊重されるべきも
20 のであり、相続人もその趣旨を尊重しようとするのが通常であるから、相続人の意思決定に
21 与える影響力は格段に大きいといえることができる。ところで、芳馬遺言は、本件土地につき
22 おおよそその面積と位置を示して三分割した上、それぞれを被上告人、上告人英明及び同文明
23 の三名に相続させる趣旨のものであり、本件土地についての分割の方法をかなり明瞭に定
24 めているといえることができるから、上告人英明及び同文明は、芳馬遺言の存在を知っていれ
25 ば、特段の事情のない限り、本件土地を作幸枝が単独で相続する旨の本件遺産分割協議の意
26 思表示をしなかった蓋然性が極めて高いものというべきである。右上告人らは、それぞれ法
27 定の相続分を有することを知りながら、芳馬から生前本件土地をもらったと信じ込んでい
28 る作幸枝の意思を尊重しようとしたこと、作幸枝の単独所有にしても近い将来自分たちが
29 相続することになるとの見通しを持っていたという事情があったとしても、遺言で定めら
30 れた分割の方法が相続人の意思決定に与える影響力の大きさなどを考慮すると、これをも

1 　　って右特段の事情があるということとはできない。」

2
3 　　【18】最判平成14年7月11日判タ1109号129頁

4 　　「保証契約は、特定の主債務を保証する契約であるから、主債務がいかなるものであるか
5 　　は、保証契約の重要な内容である。そして、主債務が、商品を購入する者がその代金の立替
6 　　払を依頼しその立替金を分割して支払う立替払契約上の債務である場合には、商品の売買
7 　　契約の成立が立替払契約の前提となるから、商品売買契約の成否は、原則として、保証契約
8 　　の重要な内容であると解するのが相当である。」「本件立替払契約はいわゆる空クレジット
9 　　契約であって、本件機械の売買契約は存在せず、」「Xは、本件保証契約を締結した際、その
10 　　ことを知らなかった、というのであるから、本件保証契約におけるXの意思表示は法律行為
11 　　の要素に錯誤があったものというべきである。」「本件立替払契約のようなクレジット契約
12 　　が、その経済的な実質は金融上の便宜を供与するにあるということは、原判決の指摘すると
13 　　おりである。しかし、主たる債務が実体のある正規のクレジット契約によるものである場合
14 　　と、空クレジットを利用することによって不正常的形で金融の便益を得るものである場合
15 　　とで、主債務者の信用に實際上差があることは否定できず、保証人にとって、主債務がどち
16 　　らの態様のものであるかにより、その負うべきリスクが異なってくるはずであり、看過し得
17 　　ない重要な相違があるといわざるをえない。まして、前記のように、1通の本件契約書上に
18 　　本件立替払契約と本件保証契約が併せ記載されている本件においては、連帯保証人である
19 　　Xは、主債務者であるAが本件機械を買い受けてYに対し分割金を支払う態様の正規の立
20 　　替払契約であることを当然の前提とし、これを本件保証契約の内容として意思表示をした
21 　　ものであることは、一層明確であるといわなければならない。」

22
23 　　【19】最一小判平成16年7月8日判タ1166号126頁

24 　　※当該事情の下で錯誤無効の可能性があった判決であるため、要旨のみを挙げる。

25 　　【判決要旨】

26 　　「株式会社の代表取締役甲らが容易に現金化が可能な約10億円の純資産を有する当該
27 　　会社の全株式を合計2億円で売却したことにつき、それが不自然ではないといえるような
28 　　特段の事情が存在しない上、上記売却は、甲らの全面的な信頼を受けて甲らの資産管理を受
29 　　託していた乙が甲らの財産の保全、増加に必要であるとして提案し、甲らがこれに全面的
30 　　に従ってされたものであり、乙が、買主である会社の全株式を有しており、その結果、労せ

1 ずして多額の利益を得たといえるなど判示の事情の下においては、上記売却につき詐欺に
2 よる取消し又は錯誤による無効が認められないとした原審の判断には、違法がある。」

3

4 [20] 最判平成28年1月12日民集70巻1号1頁(最判平成28年12月19日判タ
5 1434号52頁)

6 [事案] 信用保証協会は、主債務者は反社会的勢力ではない(1月判決。12月判決
7 では、中小企業者の実体を有する)との認識において、金融機関との間で信用保証
8 契約を締結したが、主債務者は反社会的勢力に該当するものであった(中小企業者
9 の実体を有しなかった)。

10 「意思表示における動機の錯誤が法律行為の要素に錯誤があるものとしてその無効を来
11 すためには、その動機が相手方に表示されて意思表示の内容となり、もし錯誤がなかったな
12 らば表意者がその意思表示をしなかったであろうと認められる場合であることを要する。
13 そして、動機は、たとえそれが表示されても、当事者の意思解釈上、それが法律行為の内容
14 とされたものでない限り、表意者の意思表示に要素の錯誤はないと解するのが相当である。」

15 当該事情の下では、主債務者は反社会的勢力でない(中小企業者の実体を有する)という
16 信用保証協会の動機は、それが(明示又は黙示に)表示されていたとしても、当事者の意思
17 解釈上、本件保証契約の内容となっていたとは認められず、信用保証協会の本件保証契約の
18 意思表示に要素の錯誤はないというべきである。